

◇福島県における犯罪被害者等の相談支援体制について

・福島県犯罪被害者等支援条例（令和3年10月12日福島県条例第76号）

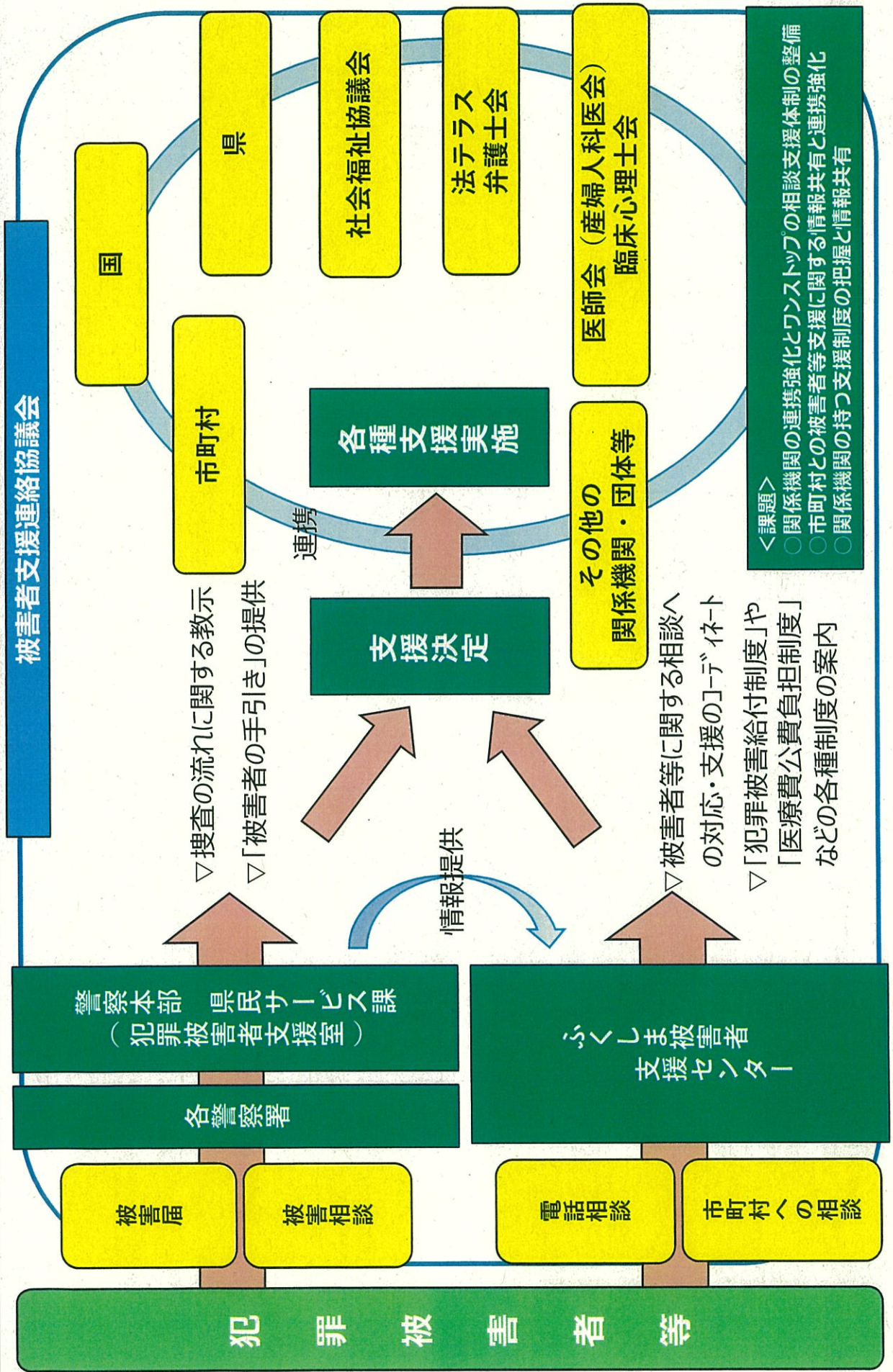
（相談及び情報の提供等）

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している損害賠償等の法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

○これまでの検討委員会に寄せられた御意見

- ・被害者をたらい回しにしないということが大切であり、必要な情報が必要な時に手に入るような枠組みが大切。
- ・厚労省で進めている重層的支援体制整備事業は、縦割りの弊害を無くし、総合的な支援体制をつくるものであり、参考になると思われる。
- ・被害者等のニーズを迅速に把握し、心のケアよりはむしろ現実的な生活支援が必要である、そのためには、「ワンストップ窓口」の設置と、「支援メニュー」を提示でき、被害者と専門家と連携できるコーディネーターの役割が大切である。
- ・犯罪被害者等の被害は多岐にわたりますので、個々に相談するには、その都度事情を説明しなければならず、二次被害につながります。また、たらい回しされたという苦言も聞かれます。犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的に行うために「犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置する」という条文を明記して頂きたいです。（パブリックコメント）
- ・従来の各種「相談窓口」でたらい回しされたという事例が多く聞かれます。犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的に行うために、ワンストップとして機能する「犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置する」という条文の挿入をお願いします。（パブリックコメント）
- ・相談窓口を多くし、少しでも被害者遺族が心の病の回復に向かい社会復帰できる環境を熱望する。（パブリックコメント）
- ・県域で一つ相談を承った相談員が、その方に寄り添って、市町村の窓口に行き、一緒になって相談を共有していくということができればいい。そういうような一つの仕組みとして、総合的な支援体制というのをきちんとやっていかないといけない。
- ・福祉だけではなく、医療や法律関係、警察を含めたワンストップが必要で、一つは、物理的空間がないということでそれをつくらなければいけない。それからそういうスタッフが必要。つまり、他機関と職種連携ができるスタッフがいるということである。それを各市町村でも大事であるし、県レベルでも絶対必要になる。
- ・相談窓口がワンストップとして機能することの必要性を私もすごく実感している。いろいろなところへ行って、何度も何度も同じ話をする必要に迫られたことによって、娘を失って絶望している状況にさらにダメージで本当に外に出られない、社会生活を送れないようになってしまうということがあるので、ワンストップというのは絶対に必要なことだと思う。
- ・総合窓口は絶対に必要である。県にこの条例ができることによってリーダーが必要となる。各市町村で役割持っているわけなので、市町村との連携というのは極めて大事になってくる。

福島県における犯罪被害者等の相談支援体制について（現状）



◇福島県における犯罪被害者等への経済的支援について

・福島県犯罪被害者等支援条例（令和3年10月12日福島県条例第76号）

（経済的負担の軽減）

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

○これまでの検討委員会に寄せられた御意見

- ・支援計画の中で、犯罪被害者等見舞金の支給や貸付金制度、適切な医療サービスの提供（犯罪被害者の初診料・診断書料のほか、性犯罪被害者に対する緊急避妊投薬料、支障に対する処置料、人工妊娠中絶費用、性感染症検査費用、鑑定資料採取費用や、精神科医等による診療・カウンセリングに係る費用の支出）、二次被害及び再犯被害防止のための安全・居住の確保（転居費用の援助）、法律相談費用の援助等の具体的な財政上の措置を定めるべきであると考えている。
- ・東京都や三重県をはじめ、多くの市町村でも見舞金制度を取り入れており、今後ますます増えていくものと思われる。本県でも見舞金制度をつくることはできないのか。
- ・他の都道府県では既に市町村で見舞金制度が出来ているところが多数あるかと思う。市町村で具体的な施策がまだ出来ていない以上、本県では見舞金等の制度も積極的に取り入れていくべきではないか。
- ・東京都や三重県をはじめ、多くの市町村でも見舞金制度を取り入れており、ますます増えていくものと思われる。本県でも見舞金制度をつくることはできないのか。福島県では、市町村にまだ条例がなく、見舞金の支援をどこからも受けることができない。市町村での見舞金制度が整うまでの期間でも、県が見舞金の支給を行うことが望まれる。
- ・支援計画の中で、財政上の支援等について明記して支援を厚くしていくというところをやっていくべきではないか。
- ・全国的に見舞金を始め、犯罪被害者等の支援については、地方公共団体の条例等で定められているところなので、福島県でもそこに追いついていくというか、そこで他県との差があってはいけないと思う。

○現行制度（主なもの）

施策名	施策の概要	所管
○犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族や重大な被害（重症、障害）を受けた犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。	警察本部
○性暴力被害者の医療費公費負担制度	性暴力被害に遭っても警察に相談できない被害者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用、カウンセリング費用等の医療費を公費で負担する。	男女共生課
○性犯罪被害者の医療費公費負担制度	性犯罪被害者に対して、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用、カウンセリング費用等の医療費を公費で負担する。	警察本部
○けがに対する診断書料等の公費負担制度	犯罪被害に遭い、けがをされた方に対して、診断書料等を公費で負担する。	警察本部
○カウンセリング費用の公費負担制度	精神的被害が大きい被害者やその家族が、医療機関等においてカウンセリングを受けた際の経費を公費で負担する。	警察本部
○遺体搬送に関する公費負担制度	犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対して、司法解剖後のご遺族を搬送する費用を公費で負担する。	警察本部
○生活福祉資金の貸付	他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。（実施主体：福島県社会福祉協議会）	社会福祉課
○県営住宅への優先入居	公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定を図る。	建築住宅課
○緊急避難場所の確保に要する経費の公費負担制度	再被害を受けるおそれがある場合や自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で負担する。	警察本部
○公益財団法人犯罪被害救援基金	犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。（実施主体：公益財団法人犯罪被害救援基金）	警察本部
○国外犯罪被害弔慰金等支給制度	日本国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対し国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対し、国外犯罪被害障害見舞金を支給する。	警察本部
○交通遺児奨学基金	父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対し、奨学金の支給など行う。（実施主体：公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会）	生活交通課